

主な論点【原告適格・訴えの利益・団体訴訟】

1 原告適格の拡大

「処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」(行政事件訴訟法第9条)と定める規定について、処分の根拠となっている行政法規が原告の利益を個別具体的に保護していることを判断の基準としている現在の判例で認められる範囲より原告適格を拡大する観点から、たとえば、

現実の利益を侵害され又は侵害されるおそれのある者

法的利益を有する者

処分又は裁決につき利害関係を有する者

などに改めて原告適格の範囲を拡大すべきであるとの考え方があるかどうか。

これらの考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 判断基準としての客観性や予測可能性を確保することができるか疑問ではないかとの指摘

イ 現在の法解釈によって認められる範囲から具体的にどの範囲を拡大するかを明確にすべきであるとの指摘

ウ 法律で個別具体的に保護されていない利益を害された者に原告適格を認めるとしても、侵害を受けた利益がどのようなものであってもすべて原告適格が認められるというものではなく、原告適格を認める範囲は、法的な利益を侵害されたといえる範囲に限られるべきであるとの指摘

エ 判例の基準が狭いとしても、「法律上の利益」という現行法の規定の問題ではなく、現行法を柔軟に解釈するかどうかの問題であるとの指摘

2 自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限の規定の削除

「自己の法律上の利益に関係のない違法」を取消しの理由とすることができないことを規定する行政事件訴訟法第10条第1項の規定について、行政法令には個人の保護よりも公益目的のために設けられた規定が多く、このような規定の違反を理由に処分の取消しを求めることが妨げられて権利救済の障害とな

主な論点【原告適格・訴えの利益・団体訴訟】

ることがないようにするため、この規定を削除すべきであるとの考え方があるがどうか。

この考え方については、たとえば次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 原告適格を備えている限り自己の法律上の利益に関係のない違法が主張することができる」と解釈されることになると、主観訴訟という性質が変容する懸念があるとの指摘

イ 手続に関する軽微な違法で、処分に影響を及ぼすおそれがないときまで処分を取り消すのは、適切でないとの指摘

3 団体訴訟の導入

歴史的・文化的な遺産、自然環境など回復不可能な価値を保全するなどの観点から、団体訴訟の制度を導入する考え方として、たとえば、

個人でも原告適格が認められることを前提として、団体について一種の訴訟担当の形で原告適格を認める

個人に原告適格が認められない場合でも、特定の利益を保護することを目的とする団体にその利益を守るための訴訟の原告適格を認めるなどの考え方があるがどうか。

団体訴訟を導入すべきであると考え方に関しては、例えば、次のような指摘があるが、このような指摘についてどう考えるか。

ア 団体訴訟については、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮して検討されるべきである、との指摘

イ 原告適格を広く解釈運用することも考えた上で、なお団体訴訟が必要な場合がどういう場合かを検討する必要があるとの指摘